

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地し半数以上の商工業者が存在する松岡地区は、市街地区域は洪水の想定がないものの、福井大学医学部や福井県立大学周辺の松岡御陵地区は全域において浸水が想定されており、中には1.0m以上の浸水被害が想定されている区域もある。また、永平寺・上志比地区においては、九頭竜川付近の田畑が主に浸水想定区域となっている。上志比中・下地区は町全体から見ると商工業者は少ないものの0.5m未満の浸水が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、永平寺南地区において、大本山永平寺から志比南小学校にかけて急傾斜地の崩壊、土石流の可能性のある土砂災害警戒区域となっており、当町を代表する観光地のため観光客も多く、土産品販売の商店等も立ち並んでいる。

(地震：永平寺町防災計画)

当町に最も近い断層帯は福井平野東縁断層帯であり、当町の地震防災の見地から最も考慮すべき地震と考えられる。地震調査研究推進本部によると、福井平野東縁断層帯主部は最大でマグニチュード7.6の大きさの地震となる可能性があり、その地震の発生確率は100年以内に0.6%から1%もしくはそれ以上と試算されており、比較的高いグループに位置づけられている。当町では、地震ハザードマップの揺れやすさマップで、震源に近い西部の一部で震度7、西部の全域で震度6強の地域が予想されるほか、東部はおおむね震度6弱の地域と予想されている。

(その他)

県下最大河川である九頭竜川流域にあるため、これまで数々の水害に見舞われたと推測され、実際、「平成16年7月福井豪雨」では床上浸水、床下浸水の被害があったことをはじめ、「平成18年7月豪雨」では斜面崩落の発生や河川施設、治山施設に被害が発生し、水害、土砂災害は頻繁に発生している。また、当町は近年でも最大積雪深が150cmを超え、積雪による被害も受けている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 787人
- ・小規模事業者数 681人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	186	171	町内に偏りなく広く分布しているが、松岡地区に商工業者の半数以上が集積。 また、観光地である門前地区には土産物品小売業等が集積。
	製造業	130	112	
	卸売業	17	13	
	小売業	138	119	
	飲食・宿泊業	59	53	
	サービス業	178	146	
	その他	79	67	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・永平寺町地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・町と災害時における生活物資の調達・供給に関する協定の締結
- ・防災備品の備蓄
- ・商工会災害システムの推進

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<目標> 支援により策定された事業者BCPの件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者	21件	21件	21件	21件	21件
うち事業継続力強化計画（連携計画含む）	9件	9件	9件	9件	9件
うち事業継続計画	12件	12件	12件	12件	12件
[参考]中小企業（小規模除く）	1件	1件	2件	2件	2件

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年 4月 1日～令和12年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・平成25年に締結した「災害時における生活物資の調達・供給に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や行政広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や福井県、永平寺町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当会は、ホームページのほか、SNS やメーリングリスト、一斉 FAX などを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成31年事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険と協力し、事業継続力に向けた支援取り組みを検討する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）永平寺町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.6の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者には被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、住所（町・字名レベル）被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など））を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者には激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～5日間	1日に2回共有する（9時、16時現在）
発災後6日以降	1日に1回共有する（9時現在）

・ 当町で取りまとめた「永平寺町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、福井県商工会連合会を経由して福井県産業労働部経営改革課へ報告する。

(様式)

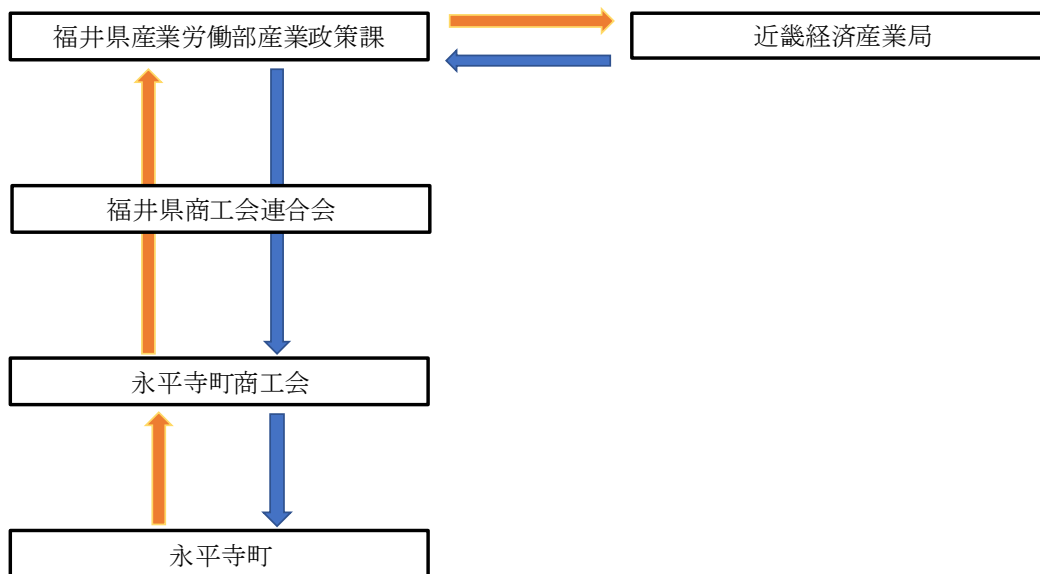
実態調査票

策定者：
電話番号：

メールアドレス：

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額内訳				被害状況 ※全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水、死傷者の有無、復旧・復興への影響、運転資金等資金繰りへの影響など	
				被害額 ※事業の再建に 必要な額、 おおよそで可	土地 (増積土砂排除 費・整地費) (事業用資産に属 する)	建物 (事業用資産に属 する)	機械設備		商品、原材料、 仕掛品等
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、永平寺町と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、永平寺町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表2)

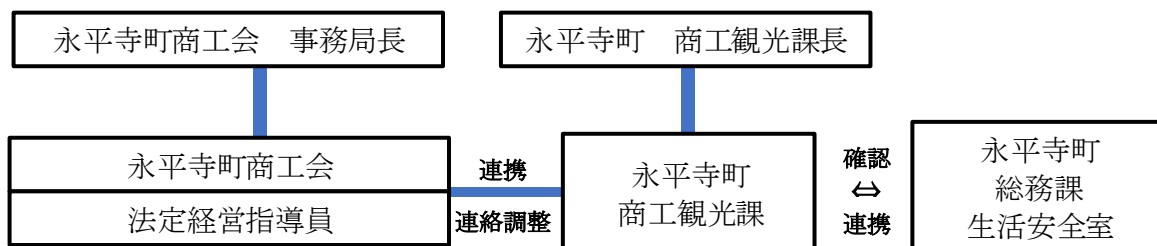
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制

(商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会または商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 清水 圭一 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

永平寺町商工会

〒910-1133 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目15番地

TEL: 0776-61-0456 / FAX: 0776-61-3434

E-mail: keiichi-shimizu@shokokai-fukui.jp

②関係市町

永平寺町 商工観光課

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

TEL: 0776-61-3921 / FAX: 0776-61-2474

E-mail: shoko@town.eiheiji.fukui.jp

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
専門家派遣費については既存事業費（福井県商工会連合会の専門家派遣事業等）で調達。 セミナー開催やチラシ作成費については福井県補助金などで調達予定。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	